

# ?? アンケート ??

これはアンケートを模した宣伝ビラです。回収するものではありません。

## 国立大学の教育・研究を，文部科学省の「許認可事項」とすることをどう思いますか？

- 1 賛成
- 2 反対
- 3 どちらともいえない

独立 行政 法人 制度	<p><u>中央省庁等改革基本法の「独立行政法人」部分（第三十八条の一）</u></p> <p><b>所管大臣は</b>、三年以上五年以下の期間を定め、当該期間において当該独立行政法人が達成すべき業務運営の効率化、国民に対して提供するサービス等の質の向上、財務内容の改善その他の業務運営に関する<b>目標</b>（次号において「<b>中期目標</b>」という。）を<b>設定する</b>ものとする。</p> <p><u>文部科学省調査検討会議 最終報告 「国立大学法人」</u></p> <p><b>中期目標</b>については、大学の教育研究の自主性・自律性を尊重する観点から、あらかじめ各大学が文部科学大臣に原案を提出するとともに、<b>文部科学大臣が</b>、この原案を十分に尊重し、また、大学の教育研究等の特性に配慮して<b>定める</b>。（中略）</p> <p><b>中期計画</b>については、各大学において、あらかじめ中期目標と中期計画の原案を一体的に検討しておいた上で、最終的に確定した中期目標に基づいて作成し、<b>文部科学大臣が認可する</b>。</p> <p style="text-align: right;">大臣が大学に目標・計画を命令，許認可する制度</p>
現 行 制 度	<p><u>国立学校設置法第七条の三，評議会</u></p> <p>（各大学の）<b>評議会</b>は、次に掲げる事項について<b>審議</b>（する）</p> <p>一 大学の教育研究上の目的を達成するための<b>基本的な計画</b>に関する事項</p> <p style="text-align: center;">（参考）旧文部省設置法第6条2項，文部省の権限</p> <p><b>文部省</b>は、その権限の行使に当つて、法律に別段の定がある場合を除いては、<b>行政上及び運営上の監督を行わない</b>ものとする。</p> <p style="text-align: right;">大学が独自に計画を決める制度</p>

表のように，独立行政法人になるとかえって文部科学省の命令が制度化され，大学の独自性が失われます。このような大学への命令制度は戦前にもなかったのではないのでしょうか。もちろん欧米にも例がありません。